

三商レポート

第五十三話 「ハッピー遺言」

(株) 三商 内藤 雄

「遺言」(いごん・ゆいごん)とは、死にぎわにのこすことば。(広辞苑)

「遺言」とは、死を自覚した人が死後の処置や戒めとすべきことなどについて身寄りの者などに言い残すこと。(新明解国語辞典)

「死にぎわに」「死を自覚した」など、遺言はなんとも暗いイメージですね。これでは病気や借金などを苦にして自ら死を決意した人が書きのこす「遺書」(いしょ)と変わらず、つらい気分になります。

「あなた、そろそろ遺言を書いておいてね。」(妻)

「オヤジ、そろそろ遺言を書いたほうがいいよ。」(息子)

妻や子に悪気はなくても、この定義からはおだやかな気分でいられないのは当然ですね。

「ワシが早く死ぬのを待っているのか」と言い返したくなるのも無理はありません。

昔々、武将がヨロイを着けて戦に赴く際に、妻子にあてて書きのこす。

また、日の丸の旗に見送られて戦争に行く際に、親兄弟にあてて書きのこす。これらは、死のまぎわに死を自覚した遺言であり定義の通りです。

しかし、今は時代が変わりました。戦争はありませんし、みな長生きになっています。そのため、これまでの遺言の定義は現実に合いません。遺言を暗く重苦しいものではなく、もっとハッピーなものへと考えを変えてみませんか。

自分が元気なことに感謝しながら、自分が元気なうちに自分の意思で後のことを決めておく。残された者が判断に困らないように、思いやりと愛情の心で意思を伝える。そして、安心して長生きするために書きのこすもの。それが「遺言」であると。単なる財産分けの指示だけではなく、遺言の末尾の「付言事項」で想いも伝えたいですね。

実際、公証役場で遺言を作り終え公証人から遺言書を手渡された人の顔は、皆様ホッとした良い笑顔をされています。

「これで安心しました。実は、来月から家内と一緒に海外旅行に行くんです。」決して死にぎわの顔ではありません。

(2008年11月5日)

相続プラザ花小金井 株式会社 三商
〒187-0003 小平市花小金井南町1-14-24
電話：042-467-2103 FAX：042-467-2157
<http://www.souzokusoudan.net>